

2006
(平成18年)

2

町の人口

人口 13,312 人 (-26)
男 6,575 人 (-6)
女 6,737 人 (-20)
世帯数 4,672 世帯 (-5)
2006.1.1現在 ()内は前月比

編集・発行
白子町役場総務課
☎0475-33-2111
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2



町では、住民の皆さんが健康でいきいきと暮らせるようにと色々な事業を行っています。そのひとつの機能訓練教室では、簡単な体操などで体を動かすことで身体機能の低下を予防し、なるべく介護を受けずに暮らせることを目指しています。

この教室の参加者が、教室で覚えた体操などを地域に広める活動が行われています。八斗東青年館では週に1度、近所の方たちが集まって、ボールや棒を使って軽い運動をしています。簡単そうでも思ったようにできないこともあります、大きな声で笑い飛ばし、それもまた健康の秘訣のようです。

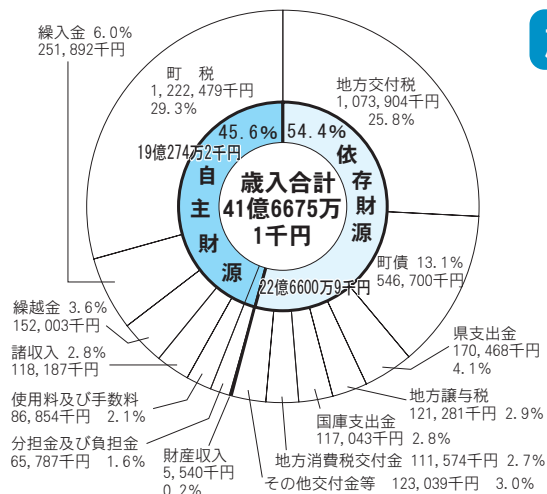
楽しく介護予防

一般会計

歳入総額 41億6675万1千円

歳入 地方交付税の減額続く

歳入は前年度に比べて1億6965万7千円、3.9%減少しました。自主財源（町が自主的に収入できるお金）は19億274万2千円で全体の45.6%、前年比2.1ポイント増えました。一方、地方交付税などの依存財源（国や県などからの交付に依存しているお金）は22億6400万9千円で全体の54.4%でした。地方交付税は前年度より8975万4千円減っており、平成13年度から始められた三位一体の改革による見直しで約5億9300万円、35.6%の大幅減となっています。

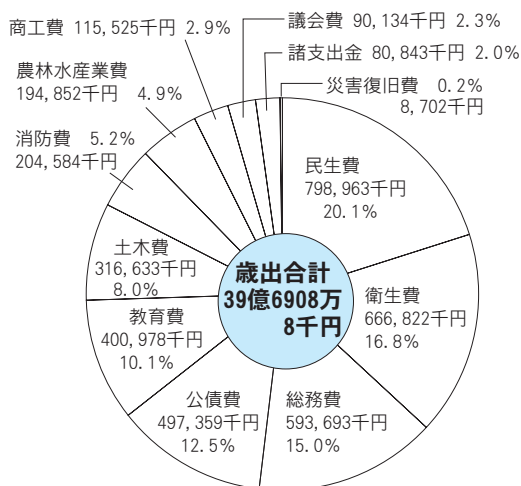


歳出総額 39億6908万8千円

歳出 3年連続で民生費がトップ

歳出は前年度に比べて2億1531万7千円、5.1%減少しました。目的別構成比では民生費が7億9896万3千円とトップで全体の20.1%を占め、次いで衛生費、総務費となっています。

事業別で最も多かったのは支援費事業7631万4千円で、以下、児童措置事業4297万9千円、観光振興事業4175万円、町道101号線道路改良事業3386万9千円、小学校施設整備事業3300万5千円などとなっています。



特別会計

◆ 国民健康保険事業 ◆

収入総額	13億9050万3千円
支出総額	13億6623万9千円
翌年度繰越額	2426万4千円

◆ 老人保健事業 ◆

収入総額	12億8783万3千円
支出総額	12億4168万円
翌年度繰越額	4615万3千円

◆ 介護保険事業 ◆

収入総額	7億1840万3千円
支出総額	6億9188万3千円
翌年度繰越額	2652万円

◆ 休養施設事業 ◆

収入総額	1億1919万円
支出総額	1億1744万7千円
翌年度繰越額	174万3千円

◆ アクア健康センター事業 ◆

収入総額	9351万3千円
支出総額	9246万6千円
翌年度繰越額	104万8千円

◆ ガス事業 ◆

収益	2億9942万7千円
費用	2億6924万6千円
純益	3018万1千円

平成16年度決算

皆さんの納めた町税と使ったお金

平成16年度末(H17. 3. 31)人口13,422人で割った数字です。

1人当りの納めた町税 約91,080円		1人当りの使ったお金 約295,715円	
○町民税	31,734円	○民生費	59,526円
○固定資産税	51,160円	○衛生費	49,681円
○町たばこ税	4,325円	○総務費	44,233円
○入湯税	1,987円	○教育費	29,875円
○軽自動車税	1,563円	○土木費	23,591円
○その他	311円	○その他	88,809円

町税の内訳

(単位：千円)

区 分		16年度決算額	15年度決算額
町民税	個人分	362,630	368,845
	法人分	63,311	62,223
固定資産税		686,664	677,420
軽自動車税		20,980	20,004
町たばこ税		58,047	54,811
鉱産税		4,181	3,847
入湯税		26,666	29,970
合 計		1,222,479	1,217,120

町の財産

土 地	188,954㎡
建 物	36,107㎡
出資金・出損金	5億770万4千円
基 金	9億283万8千円
車 両	34台

町の借金

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要(主なもの)
総務債	148,984	防災無線整備事業費など
民生債	56,060	保育所建設費など
衛生債	1,024,723	コミュニティプラント整備事業など
農業債	60,397	県営湛水防除事業など
商工債	14,000	中里海岸トイレ整備事業費
土木債	344,022	道路工事費など
教育債	240,232	小中学校工事費など
その他	1,272,787	臨時財政対策債など
計	3,161,205	

主要事業

(単位：千円)

No.1 民生費 (7億9896万3千円)

支援費事業	76,314
児童措置事業	42,979

No.2 衛生費 (6億6682万2千円)

保健事業	29,115
小型合併浄化槽設置事業	12,001
コミュニティ・プラント維持管理事業(新規加入分)	13,049
予防接種事業	9,200

No.3 総務費 (5億9369万3千円)

コミュニティ推進事業	19,877
町制50周年記念事業	2,308

No.4 公債費 (4億9735万9千円)

No.5 教育費 (4億97万8千円)

小学校施設整備事業	33,005
文化講演開催事業	4,827
全国高校総体事業(準備活動)	2,955

No.6 土木費 (3億1663万3千円)

町道101号線道路改築事業	30,156
町道101号線道路改良事業	33,869
町道107号線道路改良事業	21,817

No.7 消防費 (2億458万4千円)

No.8 農林水産業費 (1億9485万2千円)

土地改良区維持管理事業	17,577
経営体育成支援リース事業	14,585
経営構造対策事業	11,170

No.9 商工費 (1億1552万5千円)

観光振興事業	41,750
商工業振興事業	10,199
海水浴場安全対策事業	16,262

No.10 議会費 (9013万4千円)

No.11 諸支出金 (8084万3千円)

No.12 災害復旧費 (870万2千円)

道路災害復旧事業	2,677
教育(中学校)施設災害復旧事業	3,308

町職員の給与・人事行政運営状況等を公表します

(平成17年4月1日現在)

職員任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況(16年度)

区 分	試 験	派 遣	合 計
一般行政職	5人	1人	6人
事務職	3人	1人	4人
技術職	2人		2人
技能労務職			

再任用職員の採用状況(16年度)

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職			0人
事務職			0人
技術職			0人
技能労務職			

※ 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上している。

退職の状況(16年度)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	3人	2人	2人					1人	8人
技能労務職	1人								1人

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任免権者が行う退職勧奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		16年度	17年度	増減	主な増減理由
一般行政部門	議 会	2人	2人		
	総務企画	27人	25人	△2	事務の統廃合縮小(合併協議会廃止による)
	税 務	9人	10人	1	業務増(徴収スタッフ充実)
	民 生	38人	38人		
	衛 生	14人	14人		
	労 働				
	農林水産	12人	11人	△1	事務の統廃合縮小(農業委員会事務局兼任)
	商 工	8人	7人	△1	事務の統廃合縮小(アクア健康センター職員の併任)
	土 木	13人	11人	△2	事務の統廃合縮小(都市計画課廃止による)等
小 計		123人	118人	△5	
特別行政部門	教 育	23人	25人	2	業務増(インターハイスタッフ充実)
	消 防				
	小 計	23人	25人	2	
公営企業等 会計部門	病 院				
	水 道				
	下 水 道				
	そ の 他	26人	26人		
	小 計	26人	26人		
合 計		172人	169人	△3	

※ 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員(教育長含む)
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計に係る職員

職員給与の状況

期末・勤勉手当及び退職手当の状況（16年度支給割合）

		白 子 町			国		
期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.4月分 ()	0.7月分 ()	2.1月分 ()	1.4月分 ()	0.7月分 ()	2.1月分 ()
	12月期	1.6月分 ()	0.7月分 ()	2.3月分 ()	1.6月分 ()	0.7月分 ()	2.3月分 ()
	計	3.0月分 ()	1.4月分 ()	4.4月分 ()	3.0月分 ()	1.4月分 ()	4.4月分 ()
	役職段階別 加 算	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有		

職 手 率 当	区 分	自己都合退職	勤奨・定年退職	自己都合退職	勤奨・定年退職	
	支 給 率	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	21.0月分	28.0875月分
		勤続25年	33.75月分	43.335月分	33.75月分	43.335月分
		勤続35年	47.5月分	60.99月分	47.5月分	60.99月分
		最高限度額	60.0月分	60.99月分	60.0月分	60.99月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%)		定年前早期退職特例措置 (2～20%)		
	退職時特別昇給	勤奨退職 1 号給昇給				
1人当たり平均支給額	11,010千円	25,664千円				

- ※ 1 期末・勤勉手当の内容は、16年 4 月 1 日現在のものであり、表中 () の数値は、再任用職員に係る支給月数である。
- 2 退職手当は、白子町及び国ともに16年度中の退職分についての記載である。
(平成16年 4 月 1 日～平成17年 3 月30日)
- 3 退職手当1人当たり平均支給額は、16年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

職員手当の状況

区分	内 容	手当額(月額)	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族 ○ 1 人目 配偶者が扶養親族の場合 配偶者が扶養親族でない場合 ○ 2 人目 ○ 3 人目から 1 人 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算 1 人	13,500円 6,000円 6,500円 6,000円 5,000円 5,000円	同 じ
	借家の場合 家賃に応じて支給 (家賃12,000円を超える場合に限り) 自宅の場合	限度額 27,000円 4,300円	異なる、 一部国の 制度と同じ
	電車、バスを利用する場合 乗用車を利用する場合、 使用距離に応じて支給	全額支給 2,000円 25,970円	異なる、 一部千葉県 の制度と同じ
	特殊勤務手当		
勤務手当	区 分		
	職員全体に占める手当支給職員の割合	1 %	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	1 2 , 0 0 0 円	
	手当の種類	4	
時間外	代表的な 手当の名称	技術職員手当、 防疫手当、危険手当、旅行病人、 死亡人取扱手当	
	1 5 年度支給総額	11,280千円	1人当たりの支給年額 93千円
	1 6 年度支給総額	12,350千円	1人当たりの支給年額 105千円

特別職の報酬等の状況(16年 4 月 1 日現在)（16年度支給割合）

区 分	給与月額	期末手当の支給割合			
		6 月	12 月	計	加算措置
町 長	788,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
助 役	639,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
収入役	608,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
教育長	577,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
議 長	284,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
副議長	237,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%
議 員	213,000 円	2.10 月分	2.25 月分	4.35 月分	有 15%

人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
16年度	人 13,422	千円 3,868,805	千円 198,711	千円 1,130,669	29.2%

※ 表中「住民基本台帳人口」は、17年 3 月31日現在の人口である。

職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉 手 当	計(B)	
17年度	人 141 ()	千円 510,398	千円 55,114	千円 201,900	千円 767,412	千円 5,443

※ 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 職員数欄の () の数値は再任用短時間勤務職員であり、職員数の外書の数値である。

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（17年 4 月 1 日現在）

区 分	白 子 町	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	300,227円	38歳8月
技能労務職	300,652円	53歳3月

職員の初任給の状況

(17年 4 月 1 日現在)

区 分		白 子 町		国	
		決定初任給	採用 2 年経過 日の給料月額	決定初任給	採用 2 年経過 日の給料月額
一 般 行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	143,300円	154,300円	138,800円	148,500円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(17年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
	大学卒	242,800円	292,400円	352,700円	大学卒	317,300円
一 般 行政職	高校卒	226,200円	257,400円	317,300円	高校卒	257,400円

※表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。
なお、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

一般行政職の級別職員数の状況

(17年 4 月 1 日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事技 師	主任 主事	副主査	係長	主査	課長 補佐	課長 主幹	計	
職員数(人)	29 ()	36 ()	28 ()	26 ()	12 ()	8 ()	11 ()	18 ()	168 ()	
構成比(%)	17.3 ()	21.4 ()	16.7 ()	15.5 ()	7.1 ()	4.8 ()	6.5 ()	10.7 ()	100 ()	
参 考	1年前の 構成比(%)	18.1 ()	19.9 ()	19.9 ()	11.7 ()	7.0 ()	8.2 ()	4.0 ()	11.1 ()	100 ()
	5年前の 構成比(%)	23.2 ()	25.4 ()	16.4 ()	18.1 ()	5.6 ()	10.2 ()	1.1 ()	1.1 ()	100 ()

※ 1 白子町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和30年条例第 7 号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数である。

- 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。
- 3 表中 () の数値は再任用短時間勤務職員の人数であり、職員数の外書きの数値である。

昇給期間短縮の状況

区 分	1 5 年度			1 6 年度		
	職員数(A)	昇給短縮 職員数(B)	比率 (B/A)	職員数(A)	昇給短縮 職員数(B)	比率 (B/A)
合 計	172人	0人	0%	171人	0人	0%
一般行政職	144人	0人	0%	144人	0人	0%
技能労務職	28人	0人	0%	27人	0人	0%

職員給与の状況

勤務時間の状況（16年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40	8:30	17:15	12:00～12:45	10:00～10:15 15:00～15:15	2日

- ※1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間である。
- 2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

職員研修状況

研修の状況(16年度)

研修の名称	研修の内容	研修先	修了者数
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得させる	長生広域市町村圏組合	5
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力と表現力を養う	〃	2
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いものの見方と自発的な能力向上意欲を養う	〃	2
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う	〃	5
行政法研修	行政法の基本的な理論を理解させ、日常業務における諸問題に対応できる行政執行能力の養成を図る	千葉県自治専門校	1
財務研修	財務に関する基本的な知識について、体系的な習得を図る	〃	1
まちづくり研修	複雑多様化するまちづくり問題についての理解を深め、職務執行能力の向上を図る	〃	1
地域情報化研修	電子自治体の実現に向けた施策の動向についての理解を深め情報対応能力の向上を図る	〃	1
商工観光研修	商工観光行政の動向について見識を高め、職務遂行能力の向上を図る	〃	1
環境行政研修	環境問題全般についての理解を深め職務遂行能力の向上を図る	〃	1
農政研修	農政についての理解を深め職務遂行能力の向上を図る	〃	1
税務事務研修	税務に関する基本的知識について体系的修得を図る	千葉県自治専門校	2
徴収事務研修	徴収事務に関する基本的知識について体系的修得を図る	〃	1
固定資産税研修	固定資産税に関する基本的な知識の修得を図る	〃	4
政策形成研修	政策意識の高揚と政策形成能力を養う	〃	1

その他研修

農業施設視察研修	若い職員(主事補～主任主事)を対象に、地域農業の現状について見識を深める目的で実施	J A長生グリーンウェーブ	38
職員研修会	「NPO」に関する知識向上を目的で、千葉県環境生活部NPO活動推進課に依頼し研修会を実施。	白子町役場	90

※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況である。

職員福祉及び利益の保護の状況

研修の状況(16年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	成人病予防検査(35歳以上)	51名受診
	疾病予防検査(35歳未満)及び40歳、45歳、50歳、55歳(節目の人を対象)	97名受診
	胸部エックス線検査	145名受診

※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

研修の状況(16年度)

(1)公務災害(16年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

(2)通勤災害(16年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0

※地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況

- 1 分限処分の状況(16年度) 該当する案件なし
- 2 懲戒処分の状況(16年度) 該当する案件なし

職員の服務の状況

営利企業の状況(16年度) 該当する案件なし

平成16年度千葉県市町村公平委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 該当する案件なし。

不利益処分に関する不服申立ての状況

該当する案件なし

住民税・所得税・消費税の申告受付が始まります

混雑が予想されますので、申告はお早めに・・・

◎ 申告期間 / 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)

◎ 申告受付時間 / 午前9時～午後4時まで

◎ 申告会場 / 役場 第5会議室 (3階)

◎ 申告日程

月 日	曜日	対 象 地 区	月 日	曜日	対 象 地 区
2月16日	水	全 地 区	3月 2日	木	白 湍 地 区
17日	金	全 地 区	3日	金	全 地 区
20日	月	関 地 区	6日	月	関 地 区
21日	火	南 白 亀 地 区	7日	火	南 白 亀 地 区
22日	水	白 湍 地 区	8日	水	白 湍 地 区
23日	木	関 地 区	9日	木	関 地 区
24日	金	南 白 亀 地 区	10日	金	南 白 亀 地 区
27日	月	白 湍 地 区	13日	月	白 湍 地 区
28日	火	関 地 区	14日	火	全 地 区
3月 1日	水	南 白 亀 地 区	15日	水	全 地 区
地区ごとに受付日を設定していますので、右の地区一覧を参照ください。		関 地 区	南白亀地区		白 湍 地 区
		北高根、関、福島、南日当、北日当	浜宿、牛込、剃金、五井西		古所、五井東、八斗、驚、中里、幸治

【所得税の申告が必要な方】

- 平成17年1月から12月までに農業などの事業所得、不動産所得、配当所得、利子所得、一時所得などの所得があった方で、所得金額が所得控除の合計金額よりも多い方
- 土地や建物などを売って譲渡所得等のある方
- 給与所得があり、次に該当する方
 - 平成17年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
 - 給与などの支払いを2か所以上から受けている場合
 - 給与所得以外の所得が20万円を超えている場合
- 給与所得者で、次に該当する方・・・確定申告により納めた所得税が戻る場合もあります。
 - ◎平成17年中に退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方
 - ◎雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受ける方
 - ◎住宅借入金（取得）等特別控除を受ける方
- 一定金額を超える公的年金・私的年金等を受けている方
- 退職所得がある方で、源泉された所得税が定率減税を受けていない方
- 税務署から確定申告書が送付された方

【住民税（町・県民税）の申告が必要な方】

所得税の申告が不要な方でも、次に該当する場合は住民税の申告が必要です。

- 1 平成18年1月1日現在、町内に住所があり、平成17年中に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する場合
 - ・勤務先から給与支払報告書が提出されていない方
 - ・給与所得以外の所得があった方（20万円以下であっても住民税の申告は必要です）
- 3 年金収入のみの方で、所得税を源泉徴収されていない場合でも、配偶者控除、社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方
- 4 白子町外に居住する者の扶養になっている方
- 5 前年中の所得がなかった方
国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除・保育所入所・児童手当等の申請
所得証明等の発行等において申告が必要となります
- 6 町から住民税の申告書等が送付された方

【消費税の申告が必要な方】

- 1 平成15年中の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方
- 2 税務署から消費税申告書が送付された方
 - ◎消費税法の一部が改正（平成16年4月1日から適用）され、納税義務が免除される基準期間における消費税の対象となる課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。
 - ◎平成15年中の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方は、平成17年分の消費税の申告が必要になります。
 - ※新たに課税事業者となった場合「消費税課税事業者届出書」が、また課税売上高が1,000万円以下となったことにより課税事業者でなくなった場合も届出書の提出が必要となりますので、速やかに税務署へ提出してください。
 - ◎取引の内容を記載された帳簿や請求書等により消費税の計算を行いますので確定申告と併せて消費税の申告もお願いします。
 - ◎消費税の課税事業者になると、その年の所得税がゼロや赤字でも、消費税の確定申告が必要です。また、消費税の確定申告をすることにより還付を受けられることもあります。（本則課税制度適用者のみ）
 - ◎平成17年分の消費税の申告・納付期限は平成18年3月31日(金)です。

申告に必要なもの

- 1 印鑑（認印可 シャチハタは不可）
- 2 給与所得者及び年金所得者は源泉徴収票の原本（コピーは不可）
- 3 事業所得者は収支内訳書または収入金額及び必要経費を記録したもの
 - ※昨年申告をされた方は、昨年の収支計算書の控えを持参してください。
 - ※農業所得を申告される方で、土地改良費につきましては、必ず領収書又は納付金額を記録したものを持参してください。
- 4 生命保険料や火災などの損害保険料の支払証明書
- 5 国民年金・農業者年金支払者は支払ったことが確認できる書類（国民年金保険料の証明書、領収書又は記帳されている通帳）
 - ※確定申告により国民年金保険料（基金）の社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払をしたことを証明できる書類を確定申告書の提出の際に、添付または提示することになりました。

〈その他〉

- ・医療費控除の申告をされる場合は、領収書、保険者及び保険金等で補填された金額等を、医療を受けた人、病院ごとなどに整理して申告をお願いします。
- ・住宅借入金等特別控除または雑損控除を受ける方で、必要な書類、詳細等につきましては、税務署または税務課までお問い合わせください。
- ・譲渡や株式所得、雑損控除などで複雑な内容の方は、税務署での申告をお願いします。
- ・茂原税務署では、2月16日以前でも給与所得者、年金受給者の還付申告の受付を行っておりますのでご利用ください。なお、確定申告期間中（2月16日～3月15日）の休日（土・日曜日）の業務は行いませんのでご注意ください。

申告時の注意点

税制改正により、次のとおり控除額が変更となりましたので申告の際にはご注意ください。

1 公的年金等控除の改正

- ・65歳以上の方の最低公的年金等の控除額が140万円から120万円に縮小され、公的年金等の収入に対する所得が次の表のように変わりました。

変更前

公的年金の収入金額	所得金額（雑所得）
1円～1,400,000円	0円
1,400,001円～2,599,999円	収入金額－1,400,000円
2,600,000円～4,599,999円	収入金額×0.75－750,000円
4,600,000円～8,199,999円	収入金額×0.85－1,210,000円
8,200,000円以上	収入金額×0.95－2,030,000円

変更後

公的年金の収入金額	所得金額（雑所得）
1円～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	収入金額－1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－375,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－785,000円
7,700,000円以上	収入金額×0.95－1,555,000円

2 老年者控除の廃止

- ・老年者控除について、平成17年分から適用がなくなりました。
廃止により、65歳以上の方も寡婦（寡夫）控除の適用が受けられる場合があります。

3 青色申告特別控除額の改正

- ・事業所得等がある方で、取引を正規の簿記の原則に従って記録している方について、青色申告特別控除額を65万円（改正前55万円）に引き上げることにになりました。
なお、簡易な簿記の方法により記録している方の経過措置（45万円の控除）は廃止され、控除額は10万円になります。

問い合わせ 役場税務課 ☎33-2111
茂原税務署 ☎22-2166

国保

医療費の節約に

医療費適正化にご協力をお願いします

取り組みましょう

医療費に関心をもちましょう

国保が負担する医療費の主な財源となっているのが、みなさんからの保険料（税）です。医療費が増えると保険料（税）も値上げせざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまいます。

医療費が増える主な理由

人口構造の高齢化
高齢社会となり、病気になるがちなお年寄りの人口が増えています。

医学、医療技術の進歩
医療の進歩、高度化により診療にかかる費用が増えています。

慢性疾患患者の増加
生活習慣病などの長期治療を必要とする慢性疾患患者が増えています。

お医者さんのかかり方
何度も病院を変えるなど、お医者さんのかかり方も原因のひとつです。

医療費は今後も増えていくことが予想されますが、わたしたちのちょっとした心がけでその上昇を止めることもできるのです。



医療費を大切にポイント

●生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう

●定期的に健診を受けて健康管理に役立てましょう

健康になれば医療費はかかりません

●かかりつけ医を持とう

自分の病歴や体質などを把握している
かかりつけ医を持つことで、より治療効果が望めます

●休日・時間外受診はなるべくさけましょう

割増料金がかかります

●重複受診や転医をひかえましょう

同じ診察、検査などのくり返しは
医療費のムダ使いになります



国民年金保険料を社会保険料控除として確定申告するには 『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』等の証明書が必要です

昨年中に国民年金保険料を納付された方には、社会保険庁から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(ハガキ)が送付されますので、確定申告を行うまで大切に保管してください。

送 付 期 間	
平成17年1月1日～9月30日までに納付された方	平成17年11月上旬
平成17年10月1日～12月31日までに昨年はじめて納付された方	平成18年2月上旬

<控除証明書に関するお問合せ先>

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911

(平成18年3月17日までの平日9時～17時まで)

千葉社会保険事務所 ☎043-242-6327 (平日8時30分～17時まで)

千葉社会保険事務所茂原分室(茂原市役所1階)

☎0475-23-2530 (平日8時30分～17時まで)

国民年金保険料を口座振替で前納するとおトクです！

前納とは、その年度の1年分または6か月分の保険料をまえてまとめて納めることです。

一度に保険料を納めるのは大変ですが、とてもお得な制度です。ぜひ、ご利用ください。

※右記の保険料は平成17年度のものです。

平成18年度の保険料は確定後お知らせします。

1年前納

(1年分をまとめて納める)

平成17年度の場合は

口座振替での前納

3,420円割引

納付書(現金)での納付

2,890円割引

6か月前納

(6か月分をまとめて納める)
4月分から9月分、
10月分から翌年3月分を
それぞれまとめて納めます。

平成17年度の場合は

口座振替での前納

930円割引

納付書(現金)での納付

660円割引

口座振替日は4月30日(今年は休日のため5月1日)です。

なお、既に口座振替で前納されている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

口座振替での1年度分前納・6か月分(4～9月)前納を新たに希望する方は、2月中に口座をお持ちの金融機関、または通帳・届出印を持参の上直接、千葉社会保険事務所へ手続きをお願いします。

(千葉社会保険事務所茂原分室でも手続きできます。)

<納付等のお問合せ先>

千葉社会保険事務所 ☎043-242-6327 (平日 8時30分～17時まで)

年金に関するお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」へ

「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところを選んでおつなぎします。

年金請求などのご相談

☎0570-05-1165

イイロウゴ

年金を受けている方のご相談

☎0570-07-1165

イイロウゴ

受 付 時 間

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

※携帯電話からもご利用いただけますが、PHSからはご利用できません。また、電話機の設定によってもご利用できない場合があります。その場合は、お手数ですが他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

ポイント

- ◆施設での居住費・食費は利用者の自己負担になりました。
- ◆低所得の人については施設利用が困難にならないよう自己負担限度額が設けられます。

自己負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないよう、下記に該当する人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費)※通所サービスにおける食費負担は除く。



■負担限度額(日額)

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (320円)	320円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって上記の第2段階以外の人	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

申請が必要です

低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、市区町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

利用費負担の変化例

※多床室を利用した場合の例

利用者負担段階	利用者負担合計	平成17年9月まで 利用者負担内訳			利用者負担合計	平成17年10月から 利用者負担内訳		
		1割負担	居住費	食費		1割負担	居住費	食費
第1段階	2.5万円	1.5万円	—	1万円	2.5万円	1.5万円	0万円	1万円
第2段階	4万円	2.5万円	—	1.5万円	3.7万円	1.5万円	1万円	1.2万円
第3段階	5.6万円	3万円	—	2.6万円	5.5万円	2.5万円	1万円	—
第4段階 (第1～3段階以外の人)	5.6万円	3万円	—	2.6万円	8.7万円	2.9万円	1万円	4.8万円

介護

施設サービスの利用者は 居住費・食費を自己負担します

施設でのサービスの利用者は、サービス費用の1割に加えて、食費の全額と居住費、日常生活費を自己負担します。（平成17年10月から）



■平成17年10月から

サービス費用の1割 + 食費の全額 + 居住費 + 日常生活費

食費の全額

食材料費＋調理コストに相当する費用
※栄養管理費は保険給付対象

居住費とは

施設の利用代（減価償却費）＋電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

対象施設および
サービス

- 介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）の食費と居住費（滞在費）
- ショートステイの食費と居住費（滞在費）
- 通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）の食費

基準費用額
（1日あたり）

食費 1,380円
居住費 ユニット型個室1,970円 ユニット型準個室1,640円 従来型個室1,640円
（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）多床室320円
※基準費用額とは……施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して決める額です。

Q

以前は保険給付対象
だった食費や居住費
が、どうして自己負
担になったのですか。

A

在宅サービスの利用者など、在宅で暮らしている人の場合、食費や居住費は全額自己負担です。そこで、利用者負担の公平性を図るとともに、限られた介護保険財源を適切に使うために、保険給付は「介護」に要する費用に重点化し、施設でサービスを利用する人についても、食費や居住費を自己負担していただくことになりました。

復活させたい白砂青松

⑧6

『白砂青松』は九十九里浜の代名詞にも使われ、我が町のみならず沿岸市町村の誇りでもあります。近年、侵食によって白砂の浜は無残に削られてしまいました。

以前は遠浅であった磯が、今では浜崖といわれる段差のついた浜辺に様変わりし、名物の地引網さえ操業がむずかしいところもあり、年々深刻さを増しています。

一方の青松もまた、松くい虫などの被害を受け、昔の面影はほとんど無くなってしまったところもあります。記録では九十九里浜の松林は人工林で、大正5年ごろから二十数年の歳月をかけて県の管理で現在と同規模の面積に植林されたそうです。

しかし、戦中戦後の混乱期に大半が伐採され、壊滅状態に陥ってしまいました。その後、社会情勢の安定してきた

昭和26年頃から、荒廃した海岸林の復旧が、飛砂や塩害防止の目的と併せて県事業で再開されました。冬場の農閑期に、父や近所の人たち大勢で砂丘に竹の簀の囲いをつくり、

その中に松苗を一本一本植えていた光景がかすかな記憶として残っています。順調に成長し、見事に生い茂るまで育った松も今度は松くい虫の大発生により、またも崩壊状態に陥ってしまいました。

町内では、比較的被害が少なく相当数残っているのは白潟地区だけです。松くい虫の被害がなければ静岡の三保の松原や京都の天の橋立に並ぶ松の名所になっていただろうと思うと残念です。

近年、再び県の事業で松くい虫に強いクロマツを中心に、他の樹種と混ぜて再造成が行われておりますが、九十九里海岸一帯で約600ヘクター

ル、白子町だけでも85ヘクターもの面積があり、完了までには相当の年数がかかるそうです。

町も50周年の記念事業のひとつとして、小・中学生や町民有志を募って、牛込海岸に2500本の植栽をして青松林復活を応援する計画です。

白子中学校の校歌に、

『おどる黒潮 朝日にはえて
白砂にきざむ 足あとよ
松のみどりも色新しく』

とあります。

白砂の浜とみどりの松林の復活を切に願うものです。

町長 林 和雄

障害者自立支援法説明会

4月から障害者自立支援法スタート

これまで支援費の対象ではなかった精神障害者を加え、身体・知的・精神障害者の制度が一元化され、新たなメニューを加えてスタートします。

この法律の説明会が次のとおり開催されますので、希望される方はご参加ください。

○と き 2月12日(日) 午後1時から

○ところ 茂原市民会館

問い合わせ 保健福祉課 福祉係

☎33-2111 (内181)

※障害者自立支援法に関する情報は、ちば県民だより2月号にも掲載されますので、ご覧ください。

ご存知ですか？



国税電子申告・納税システム

e-Tax

イ-タックス

e-Tax インターネット申告と納税ができます

- 自宅やオフィスから申告や納税ができます。
- 源泉所得税などの毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続きに大変便利です。
- ※ e-Taxのご利用には、事前に利用開始のための手続きが必要です。

イ-タックス

○e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

○ヘルプデスク ☎0570-015901

利用時間 月～金曜日(祝日を除く)
の午前9時から午後5時

新成人158名

～帰るべき場所がある 羽を休める枝がある～

白き子供達が今 それぞれの道を歩き出す 旅立ちの時



1月6日の夜から翌朝にかけて雪が降り、白子町では珍しく積雪を見ました。残雪が心配された成人式でしたが、1月8日は清々しい晴天に恵まれ、晴れ着に身を包んだ新成人たちが青少年センターで行われた式典に参加しました。

今年、町内で新成人を迎えたのは158名。

昭和60年4月2日から昭和61年4月1日に生まれた方が対象で、式典では3名の新成人が1分間スピーチを行いました。「責任ある行動をとりたい。」「父を超えられるようになりたい。」と、それぞれの抱負などを語り、最後に新成人を代表して吉井孝之さんが誓いの言葉を述べました。(写真)

九十九里浜の詩

第七十八回

漁港・自然海岸・サイエンス

毎年新年には太東海岸から片貝漁港まで写真を撮って歩きますが、今年は天候が悪く本格的に歩いたのは晴れ上がった一月八日(日)でした。

太東漁港は目下防波堤の工事中で、巨大な消波ブロックを投入するクレーンが青空にそびえ立っています。

出入港する漁船を守る防波堤の補修・補強・延長、あるいは堆砂の除去・浚渫など、漁港は絶えず維持管理を必要とし経費も莫大です。また、太東漁港の防波堤の延長・補強が進めば、沿岸漂砂はさらに遮断(しゃだん)され、漁港北側の東浪見・一宮・一松・白子海岸などの沿岸を流れる砂の量は一段と少なくなります。これは太東漁港に限らず、同様の環境下にある日本各地の漁港、河口などに見られる現象で、その一部はインターネットのホームページで確認することができます。

日曜の東浪見海岸はサーファーが押しかけ、侵食で狭まった海岸は車を駐める余地がなく、海岸入口まで車が詰まっていました。ご存じの方も多いと思いますが、同海岸の侵食は危機的状況です。



太東漁港の工事現場

一宮海岸は、人工岬(ヘッドランド)十基がほぼ全容を現し、一部の根元では砂が溜まり始めました。しかし、かつて七〇分余もあつた砂浜が元通りになるわけではなく自然海岸とは程遠い光景です。一松海岸の侵食は東浪見に

次ぐもので、進行も急です。こうして南の太東漁港から順に歩いて白子海岸にたどり着くと、砂浜の美しい広がり

に安心し、ほっとします。白子海岸の観察を続けた六年間、飛砂の堆積する長生村の突堤から幸治海岸入口を重点的に歩いたり、汀線際の浜崖の季節毎の変化を測り写真を撮ったりしました。しかし毎年

に侵食の兆候が目立つようになり、今では白子海岸にも侵食が迫っていることを認めないわけにはいきません。海岸工学者宇多高明氏は国際的な海洋管理セミナーで「コンクリートブロックづけの海岸で生まれ育った今の若者はあれが日本の海岸だと思ふようになる。そうすると外国の自然豊かなところで育った若者と日本人とはサイエンス(自然科学)に対する格段のレベルの差が起こるはずだ」と語っています。多様な生命を生み育む貴重な白子海岸を、次世代のために守り抜きたいものです。(高橋昭彦)

『九十九里浜の詩』のURLは
<http://www.ne.jp/asahi/chi/eco>



一句の周辺

牧野 まゆみ

テーブルのワイングラスに初明り
今やカタカナ語は新語の日本の言葉として日々ふえつゝある。ワイングラスにはのぼのと流れこんでくる明けがたの光もまた、取り合わせの妙と、斬新さを感じる。

片岡 昭男

風の糸引く手応へを子に渡す
父の揚げた風の糸を、まだ幼い子に渡す。ただそれだけの事であるが、一歩ふみ込んだ表現に巧みさと、父の愛を感じる。

秋葉晴耕

白濁小二年 御園 大樹 のびのびと力強く書くことができました。



南白亀小六年 酒井 彩 夏 たくさん練習して仕上げました。



秋葉晴耕

雪晴れや小鳥のこゑと子等のこゑ
とりどりの傘ふれ合ひし参賀かな

小高利子

沈みゆく夕日を穂にとめ枯尾花
喪に服す言葉少なな寝正月

大橋 収司

峰の雪染めてみちのく初日の出
山眠る家の耐震知らぬげに

片岡 幹男

春着きて赤ちゃんの足よくうごく
七草に足らぬも粥のうすみどり

渡邊澄子

忘れあて一日遅れのゆず湯かな
賀状無き友を偲びつ夕餉かな

片岡 昭男

風の糸引く手応へを子に渡す
田のはてに海の光りの初景色

新井田 美沙緒

赤き実を石に散らして鶴の影
小綬鶏の声に振り向く初御空

金井 道子

破魔矢売る狩衣烏帽子美少年
雪化粧の九十九里眼下初句会

関小三年 河野 真季
物語「楽しいリコーダー」を絵に表しました。音色によっていろいろなものが出てくる不思議なリコーダーです。



長島里ふ

日に映えて庭一面の雪景色
雪晴れや久かたぶりの庭景色

緑川 清子

今年こそ日記つけます老ひたれば
歳末や鐘をならして年移る

牧野 まゆみ

テーブルのワイングラスに初明り
水仙のほころびそめし陽射かな

鵜澤 洋州

快晴の雪輝かす屋敷森
卒業後合わずも続き年賀状

緑川 美代子



食生活を見直しましょう

2月 朝食を食べましょう

たまごはん焼き

●材料(4人分)

ごはん	300 g
卵	2個
牛乳	50cc
とろけるチーズ	60 g
ちりめんじゃこ	20 g
長生きねぎ	30 g
のり	少々
ミニトマト・サラダ菜	適宜
しょうゆ	適量



●作り方

- ① 卵の中へ牛乳を入れよく混ぜ、チーズ・ごはんを入れ混ぜ合わせる。
- ② ①にちりめんじゃここと小口切りにした長生きねぎを入れ、混ぜ合わせる。
- ③ テフロン加工のフライパンで中火で蓋をして、両面を焼く。
- ④ ③を皿に盛り、刻んだのりをのせ、好みでしょうゆをかける。付け合せにサラダ菜、トマトを添える。

朝食でいきいきした1日をはじめましょう！

最近では、朝食を食べない人が多いといわれています。

朝食をとらないと、体へエネルギーが補給されないで、「脳が活発に働かない」「体温が上昇せず体がスムーズに動かない」など、集中力や注意力が散漫になります。特に子どもの欠食は遊びや勉強に身が入らず、ぼんやりしたりイライラしやすくなったりと大きな問題となっています。

脳の唯一のエネルギー源はご飯やパンなどの炭水化物です。おにぎりや一口サンドイッチなど簡単に食べられるように工夫してみましょう。

また、朝食をおいしく食べるには、夜更かしをせず早く寝る。朝は早く起きて、朝食までに時間を取るなどの工夫が必要です。朝食を食べる習慣がない方は、牛乳や乳製品、果物など食べやすいものからはじめてみましょう。

このメニューはラップに包んで冷凍保存もできるので、忙しい朝も電子レンジで温めるだけで簡単に朝ごはんになります。

すご〜い。きれいにできたよ！

親子ふれあいクッキング



子育て応援事業の一環で行なっている親子ふれあいクッキング。幼い時から食にふれあうことはとても大切なことと、協力を申し出てくださった千葉県衛生短期大学の杉崎先生と聖徳大学の中尾先生を講師に迎え、長生健康福祉センター、栄養士会、調理師会、食生活改善推進協議会の共催で、1月21日(土) 町内の4・5歳児親子36人が参加し、桃の花の太巻き寿司を作りました。自分たちで作った太巻き寿司に包丁を入れると、“すご〜い”“できた〜”と大雪を吹き飛ばすような歓声が上がっていました。

生涯学習にチャレンジしよう

平成18年度第1学期放送大学学生募集

放送大学は、テレビ・ラジオ(UHF・CATV・CS・FM)を通じて自宅で学習できる正規の大学です。

約300科目開講。入学試験なし。1科目でも入学できます。

【教養学部】

- ①全科履修生(大学卒業を目指すコース)
- ②選科履修生(1年間在学するコース)
- ③科目履修生(1学期間「6か月」在学するコース)

【大学院】

- ①修士選科生(1年間在学し、学習・研究したい科目を選択して履修するコース)
- ②修士科目生(6か月在学し、学習・研究したい科目を選択して履修するコース)

※上記①②とも現職教員の方等の専修免許取得に利用できます。

募集期間 2月28日(火)まで

問い合わせ・資料請求

放送大学千葉学習センター

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地

☎043-298-4367



町民バドミントン大会

と き 3月19日(日) 8:30集合
 ところ 国民体育館 ※当日受付可
 申込み・問い合わせ
 生涯学習課 ☎33-2111 (内422)

網戸張替え講習会

と き 2月21日(火)・22日(水)
 9:00~12:00
 ところ 白潟ふれあいセンター
 対象者 町民で概ね55歳以上の方
 内容 網戸張替えの基礎と実習
 定員 25名(先着順)
 受講料 無料(網戸持参の方無料張替)
 締切り 2月15日(水)
 申込み・問い合わせ
 白子町シルバー人材センター
 ☎30-3778

長養フェア

と き 2月16日(木)
 10:00~16:00
 ところ 茂原ショッピングセンター
 『アスモ』センターコート
 内容 中学部・高等部の生徒による
 作業作品の頒布・展示・実演
 (園芸品、縫工製品、紙工製品、
 陶芸作品、皮製品、炭製品他)
 問い合わせ 千葉県立長生養護学校
 ☎42-2470

教育講演会

見逃さないで! 子どもの心のSOS
 と き 2月11日(土)
 13:30~16:00
 ところ 槇の木学園体育館
 (睦沢町上市場693)
 講師 明橋大二先生(精神科医)
 ※入場無料・保育サービスあり
 問い合わせ 槇の木学園
 ☎44-1212

ミュージカル 『あふれる夢』

主役は南房総の子どもたち。
 歌って踊って笑顔がいっぱいのオリジナルミュージカルです!



出演 ひまわりキッズ&フルール
 と き 2月12日(日) 開場 午後2時30分 開演 午後3時
 ところ 青少年センター・ホール
 入場料 ○親子(家族) チケット500円(大人1人・中学生以下2人まで)
 ○大人 400円 ○中学生以下 200円
 ※3歳以下無料(但し、お席を確保される方はチケットが必要です)
 全席自由(入場券は青少年センターで販売中)
 入場券取扱・問い合わせ 生涯学習課 ☎33-2111 (内422)

乳幼児医療費助成の申請はお済みですか?

白子町に住民登録をしているお子さんが医療機関にかかった場合、保険診療による医療費の一部を助成しています。この制度を利用するには乳幼児医療費助成受給券が必要です。まだ申請をされていない方は、お早めに保健福祉課保健係(農業者健康管理センター)で手続きをして下さい。
 対象者: 3歳未満児の通院及び入院
 : 満3歳から小学校就学前の幼児の入院(継続して7日間以上)
 自己負担: 入院は1日、通院は1回につき200円
 (但し、父母の住民税課税状況により無料となる場合があります)
 ※出生・転入の方は1か月以内に申請すれば、有効期間を出生日・転入日まで遡ることができます。1か月を過ぎますと申請日以降からの助成になりますのでご注意ください。
 問い合わせ 保健福祉課 保健係 ☎33-2111 (内線501)

平成18年度住民検診調査書の提出について

町では毎年1月1日現在で住民登録をしている男性40歳以上・女性18歳以上の方のいる世帯に対して「住民検診調査書」をお送りしています。
 この調査は各種検診の対象者を把握すると同時に、住民の皆様の検診受診状況を把握するためのものでもありますので、町の検診を希望されない方も必ず提出して下さいようお願いいたします。
 締切り 2月10日(金)
 提出先 農業者健康管理センター
 問い合わせ 保健福祉課 保健係 ☎33-2111 (内線501・502)



小児救急診療

公立長生病院では、2月1日から小児科の救急診療を行います。

小児科医師の勤務体制に応じて日程が決まりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 公立長生病院 総務課
☎ 34-2121

精神保健福祉家族教室

と き 2月13日(月)
13:30~16:00

ところ 長生合同庁舎4階大会議室

内 容

講演 「あなたの力が家族を変える」

講師 心の相談カウンセラー

SSTリーダー

高森信子 先生

対 象 精神障害をもつ方の家族等

問い合わせ

長生保健所 地域保健福祉課

☎ 22-5167

ちば若者キャリアセンター ジョブカフェちば出張版

と き 2月10日(金)
3月1日(水)

ところ 茂原駅前学習プラザ
(JR茂原駅南口サンヴェル6階)

内 容 個別相談 (10名)

求人案内セミナー (20名)

(定員になり次第締切り、
事前予約制)

対 象 長生郡市・夷隅郡市に在住、
在勤、在学の15歳から34歳
までの方で現在就職活動を行
っている方。

参加費 無料

予約・問い合わせ

茂原市役所 商工観光課

☎ 20-1528

犬の正しい飼い方・しつけ方教室

と き 2月25日(土) 13:00~16:00

ところ 長生合同庁舎 4F 大会議室 (茂原市茂原1102-1)

定 員 30名 (定員になり次第締切)

内 容 学科 ・教室開催の意義

・関係法令

・犬の適正な飼育管理

・犬の本能・習性

・犬の健康管理

実技 長生合同庁舎敷地内で

デモンストレーション犬による模範演技

受講料 1,000円

申込み・問い合わせ 長生保健所 健康生活支援課 ☎ 22-5167

「広報しらこ」へ広告を掲載しませんか？

町では「広報しらこ」に広告の掲載を希望するお店や会社などを募集します。

1. 掲載できる広告の内容

掲載できる広告は、次の要件を備えたものとします。

①広報の品位、公共性、公益性を損なうおそれのないもの。

②法令や条例、規則に違反し、又は抵触するおそれのないもの

③公の秩序又は善良な風俗に反しないもの。

④政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に関するものでないもの。

⑤町が広告の対象となるものを推奨しているような誤解を与えないもの。

2. 広告は「広報しらこ」の「お知らせ」のページの下1段に掲載します。

(青と黒の2色刷りです。)

3. 広告掲載料は、掲載1回につき次のとおりです。

☆1種広告 (大きさ横180mm×縦50mm) …30,000円

☆2種広告 (大きさ横90mm×縦50mm) …15,000円

4. 広告掲載は原則として受付順としますが、掲載回数及び掲載月は、希望者数などにより変更になる場合があります。

5. 広告掲載の「原稿」は、掲載希望者が作成してください。

※原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトして提出してください。ただし、指定文字 (ロゴマーク) や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。

※写真はプリントしたもの、または画像データ。ネガは不可。

6. 申込み

掲載希望月の前月の1日までに、「広報しらこ広告掲載申込書」と「原稿」を持参のうえ、総務課広聴広報係までお申込みください。

※例) 4月号 (4月1日発行) に掲載する場合…3月1日までに提出

◆問い合わせ 総務課 広報広聴係 ☎ 33-2111 (内線223)

1/29~3/4

日	月	火	水	木	金	土
1/29	30	31	2/1 心配ごと相談 9:00～12:00(公) 事前連絡 ☎33-5746	2 不燃ゴミ(南) 資源ゴミ(関) 乾電池(関) 未熟児健康相談 13:00～14:00 (長生保健所) ☎22-5167	3	4
5	6 こころの健康相談 14:00～15:30 (長生保健所) 予約制 ☎22-5167	7 エイズ検査 13:00～14:00 (長生保健所)	8 心配ごと相談 9:00～12:00(公) 事前連絡 ☎33-5746 人権・行政相談(要予約) 10:00～15:00(役) 女性健康相談(内科) 13:30～15:00 (長生保健所) 予約制 ☎22-5914 保育所園庭開放 (9:30～11:00) 1歳6か月児健診(健セ) 受付 13:15～13:45 H16年6・7・8月生 使用中の歯ブラシ、母子手帳	9 粗大ゴミ(白) 不燃ゴミ(関) 不妊相談(要予約) 13:00～15:00 (長生保健所) ☎22-5914 子ども相談室 10:00～15:00 (勝浦市役所)	10 無料法律相談 予約開始 9:00～ ☎25-7830 (東上総県民センター) 療育相談 13:00～14:00 (長生保健所)	11 建国記念日
12	13	14 こころの健康相談 15:30～16:30 (長生保健所) 予約制 ☎22-5167	15 心配ごと相談 9:00～12:00(公) 事前連絡 ☎33-5746 農地・農政相談 13:00～15:30(役) 事前予約	16 粗大ゴミ(南) 資源ゴミ(白) 乾電池(白)	17 無料法律相談 13:00～16:00 (東上総県民センター) こどもの発達相談 13:00～16:00 予約制 ☎22-5167 (長生保健所)	18
19	20 こころの健康相談 14:00～15:30 (長生保健所) 予約制 ☎22-5167	21 エイズ検査 13:00～14:00 (長生保健所)	22 心配ごと相談 9:00～12:00(公) 事前連絡 ☎33-5746 女性健康相談 (産婦人科) 13:30～15:00 (長生保健所) 予約制 ☎22-5914 乳児健診(健セ) 受付13:15～13:45 H17年6・7・10・11月生 (母子手帳)	23 粗大ゴミ(関) 不燃ゴミ(白) 資源ゴミ(南) 乾電池(南)	24 交通事故巡回相談 10:00～15:00 (茂原市役所)	25
26	27	28 ママ・パパ教室① 受付13:00～13:15 妊婦とその配偶者 (母子手帳持参) (健セ)	3/1	2	今月の納税 固定資産税……………第4期 2月28日までに納めましょう。	



(役) …役場

(健セ)…健康管理センター

(公)…公民館

(青セ) …青少年センター

● 休日の当番医案内

(休日当番は午前9時～午後5時まで)

☆当番医は変更になる場合があります。

消防本部通信指令課 ☎24-0119 へお問い合わせください。

月 日	内 科	外 科	一 宮 地 区
2月5日	志 鎌 医 院 22-5105	森 川 病 院 25-2510	長 島 医 院 42-8800
2月11日	武田メディカル クリニック 20-1910	長 生 病 院 34-2121	睦 沢 診 療 所 44-2236
2月12日	イナリミヤクリニック 24-8987	茂原機能クリニック 25-7755	岡 田 眼 科 医 院 42-3529
2月19日	長 生 病 院 34-2121	鎗田整形外科医院 24-8686	秋 場 医 院 42-3323
2月26日	茂 原 中 央 病 院 24-1191	高田整形外科医院 22-0111	鈴 木 医 院 42-3111

夜間急病
診療所

診療科目 内科・小児科 茂原市八千代1-5-4（茂原消防署のうら）

診療時間 午後8時～11時まで ☎24-1011